

那霸市公報

号外第645号
毎月2回 1,15日発行
発行所
那霸市泉崎1丁目1番1号
那霸市総務部総務課

目 次

条 例

那霸市真嘉比遊水地多目的広場条例(都市施設管理センター)	333
那霸市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例 (消防本部総務課)	337
那霸市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	338

規 則

那霸市真嘉比遊水地多目的広場条例施行規則(都市施設管理センター)	340
那霸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(都市施設管理センター)	349
那霸市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可手続に関する 規則の一部を改正する規則(区画整理課)	350

訓 令

那霸市助役事務分担規程の一部を改正する訓令(経営企画室)	351
------------------------------------	-----

条 例

那覇市条例第24号

平成16年 6 月 30 日

那覇市真嘉比遊水地多目的広場条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市真嘉比遊水地多目的広場条例

(設置)

第 1 条 市民の憩いの場、スポーツレクリエーションその他の行事の用に供するため、多目的広場を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 多目的広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
真嘉比遊水地多目的広場	那覇市字古島354番地

(施設の構成)

第 3 条 多目的広場は、真嘉比遊水地の施設のうち、本市が沖縄県から占用許可を受けた次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 中池広場
- (2) 下池広場
- (3) その他の施設
 - ア 管理用道路
 - イ 管理用道路に接した緑地
 - ウ 駐車場

(利用の禁止又は制限)

第 4 条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、多目的広場を利用してはならない。

- (1) 沖縄気象台から真嘉比遊水地を含む地域に降雨に関する警報が発令されているとき。
- (2) 河川の流水が真嘉比遊水地へ流入しているとき。
- (3) 多目的広場に水が滞留しているとき。

2 市長は、多目的広場の損壊その他の理由により利用が危険であると認められる場合においては、区域を定めて利用を禁止し、又は制限することができる。

(行為の禁止)

第 5 条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 多目的広場又は附属設備を損傷し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 植物を採取し、又は損傷すること。

- (3) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) はり紙その他の広告物を表示すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) たき火をし、火気を持ち遊びその他危険な行為をすること。
- (7) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物類を携帯すること。
- (8) 許可を受けずに物品を展示し、又は販売すること。
- (9) その他多目的広場の管理に支障があると認められる行為をすること。

(使用許可)

第6条 中池広場又は下池広場を独占して使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、多目的広場の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。

- (1) 主に営利を目的とするとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 多目的広場又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 管理上支障があるとき。
- (6) その他使用が不適當であるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は中池広場若しくは下池広場の使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 災害その他不可抗力により中池広場又は下池広場が使用できなくなったとき。

(5) その他管理上特に必要と認めるとき。

(使用料)

第9条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた際、別表に掲げる使用料を納めなければならない。

2 市長は、次に掲げる場合は、使用料を免除することができる。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による本市内の学校が教育上の目的で使用する場合

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定による本市内の保育所等が保育上の目的で使用する場合

(3) 公共団体又は公共的団体が公用又は公益のために使用する場合

(4) その他市長が特に必要と認める場合

3 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長は、次に掲げる場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することのできない理由によって使用することができなくなった場合

(2) 使用者が使用日の5日前までに使用のとりやめを申し出た場合
(権利の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、中池広場又は下池広場を使用する権利を譲渡し、又は転貸することができない。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、利用を終了したときは、直ちにその利用場所を原状に復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、多目的広場又は附属設備を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成16年8月1日から施行する。

別表（第 9 条関係）

区 分	広場使用料（1 時間につき）	
	一 般	高校生以下
中池広場	500円	250円
下池広場		

備考 高校生以下の区分は、使用する者の過半数が高校生以下の場合に適用する。

那覇市条例第25号

平成16年 6 月 30 日

那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例（昭和47年那覇市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

退 職 報 償 金 支 給 額 表

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
	円	円	円	円	円	円
団 長	189,000	294,000	409,000	544,000	729,000	929,000
副 団 長	179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000
分 団 長	169,000	264,000	359,000	459,000	609,000	799,000
副分団長	164,000	249,000	334,000	424,000	574,000	759,000
団 員	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成16年4月1日（以下「適用日」という。）以後に退職した非常勤消防団員について適用し、適用日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、適用日以後に退職した非常勤消防団員について支給された改正前の那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、改正後の条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

那覇市条例第26号

平成16年6月30日

那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年那覇市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を次のように改める。

(3) 独立行政法人都市再生機構

付 則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

規 則

那覇市規則第30号

平成16年 6 月30日

那覇市真嘉比遊水地多目的広場条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市真嘉比遊水地多目的広場条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、那覇市真嘉比遊水地多目的広場条例（平成16年那覇市条例第 24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の許可を受ける場合の使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

期 間	使用時間
4 月から 10 月まで	9 時から 18 時まで
11 月から 3 月まで	9 時から 17 時まで

(使用許可の手続)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の許可を受けようとする者は、真嘉比遊水地多目的広場使用許可申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第 6 条第 1 項の許可をするときは、真嘉比遊水地多目的広場使用許可書（第 2 号様式）を申請者に交付するものとする。

(使用許可の変更手続)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可事項を変更しようとするときは、速やかに真嘉比遊水地多目的広場使用変更申請書（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第 6 条第 1 項後段の規定による変更の許可をするときは、真嘉比遊水地多目的広場使用変更許可書（第 4 号様式）を申請者に交付するものとする。

(使用許可の取消し等)

第 5 条 市長は、条例第 8 条の規定により使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止するときは、真嘉比遊水地多目的広場使用取消等通知書（第 5 号様式）により使用者に通知するものとする。

(使用料免除の手続)

第 6 条 条例第 9 条第 2 項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、真嘉比遊水地多目的広場使用料免除申請書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

(損傷等の届出)

第7条 利用者は、多目的広場又は附属設備を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、真嘉比遊水地多目的広場損傷等届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

第 1 号様式 (第 3 条関係)

真嘉比遊水地多目的広場使用許可申請書 年 月 日 那 覇 市 長 様 申請者 住所 氏名 印 電話	
次のとおり施設を使用したいので申請します。	
施 設 の 名 称	
使 用 目 的	
使 用 内 容	
使 用 日 時	
使 用 人 数	人 (内訳：一般 人、高校生以下 人)
使 用 料	
誓 約	那覇市長の付する条件を守ります。
その他必要事項	

第 2 号様式 (第 3 条関係)

真嘉比遊水地多目的広場使用許可書 那覇市指令 第 号 年 月 日 様 那覇市長 印 年 月 日申請のあった施設の使用許可については、次のとおり許可 します。	
施 設 の 名 称	
使 用 目 的	
使 用 内 容	
使 用 日 時	
使 用 人 数	人 (内訳：一般 人、高校生以下 人)
使 用 料	
許 可 条 件	
その他必要事項	

第 3 号様式 (第 4 条関係)

真嘉比遊水地多目的広場使用変更申請書 年 月 日 那 覇 市 長 様 住所 申請者 氏名 電話 印 次のとおり変更したいので申請します。	
許可された事項	
許可年月日 及び番号	
変更事項	
変更理由	
その他必要事項	

第 4 号様式 (第 4 条関係)

真嘉比遊水地多目的広場使用変更許可書 那覇市指令 第 号 年 月 日 様 那覇市長 印 年 月 日申請のあった許可変更については、次のとおり許可します。	
許可された事項	
許可年月日 及び番号	
変更事項	
変更理由	
その他必要事項	
許可条件	

第 5 号様式 (第 5 条関係)

<p>真嘉比遊水地多目的広場使用取消等通知書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">那霸市指令 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">那霸市長 印</p> <p>次のとおり使用許可の取消し(制限・停止)を通知します。</p>	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	
使 用 目 的	
使 用 日 時	
取消し(制限・停止) の 理 由	

第 6 号様式 (第 6 条関係)

<p>真嘉比遊水地多目的広場使用料免除申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那 覇 市 長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名 電話</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>次のとおり多目的広場の使用料の免除を申請します。</p>	
広 場 の 名 称 及 び 場 所	
使 用 目 的	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	
申 請 の 理 由	

第 7 号様式 (第 7 条関係)

<p>真嘉比遊水地多目的広場損傷等届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那 覇 市 長 様</p> <p style="text-align: center;">住所 申請者 氏名 電話</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>次のとおり多目的広場を 損傷・汚損・滅失 したのでお届けします。</p>	
損 傷 等 日 時	
損 傷 等 の 場 所 及 び 数 量 等	
損 傷 等 の 内 容 又 は 程 度	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	
那 覇 市 の 措 置	

那覇市規則第31号

平成16年 6 月 30 日

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則（平成10年那覇市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第6号を第10号とし、第5号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）に規定するハンセン病療養所入所者等

第5条第1項中第4号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

第5条第1項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 60歳以上の者と、その配偶者又は60歳以上若しくは18歳未満の親族のみで構成される世帯に属する者

(4) 18歳未満の児童が3人以上いる世帯に属する者

第5条第2項中「前項第6号」を「前項第10号」に改める。

付 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

那覇市規則第32号

平成16年 6 月30日

那覇市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可手続に関する規則の一部を改正する規則

那覇市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可手続に関する規則（平成10年那覇市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

付 則

この規則は、平成16年 7 月 1 日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第15号

平成16年 6 月25日

施 行 済

那覇市助役事務分担規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市助役事務分担規程の一部を改正する訓令

那覇市助役事務分担規程（1960年那覇市訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「山川助役」を「當銘助役」に改める。

付 則

この訓令は、平成16年 6 月25日から施行する。